

非常変災等への対応について

香川県立丸亀高等学校

1 基本的な考え方

大雨・洪水・暴風・高潮・大雪等の『警報』が、次の対象とする市町に一か所でも発表されている間は登校をしない。

対象とする市町（平成22年5月27日より）

高松市

中讃（丸亀市・坂出市・善通寺市・宇多津町・綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町）

西讃（三豊市・観音寺市）

2 臨時休業の場合の判断

時 間	状 況	対 応
午前6時	大雨・洪水・暴風・高潮・大雪等のいずれかの警報が、対象とする市町に発表されている。	自宅待機
午前10時	大雨・洪水・暴風・高潮・大雪等のいずれかの警報が、対象とする市町に発表されている。	臨時休業

※臨時休業になる場合、Classiにて連絡します。

3 午前10時までに警報が解除された場合（警報が注意報に変わった場合も含む）

安全に留意して登校してください。

※Classiにて登校時刻等を連絡します。

4 その他

夏季休業中の課外、休日の校外模試・校外実力テスト等の進路行事については、**午前6時の時点**で警報が発表されている場合、その日の行事は**原則中止又は延期**とします。